高橋記念賞規程

- 第1条 本賞は高橋記念賞と称し,株式会社アーレスティ(旧扶桑軽合金株式会社)故高橋愛次氏の功労を 記念するもので,本規程によって贈る。
- 第2条 本賞は正賞を本会表彰とし,副賞を添える。
- 第3条 本賞は軽金属鋳物・ダイカスト製品等の製造並びにこれらに関連ある工業技術の進歩発展 に関して功労のあった技能職を対象とする。
- 第4条 本賞は次の方法によって決定する。
 - (1) 本賞の推薦者は本会支部長とし、別に定める推薦書により会長宛、所定の期日までに推薦する。
 - (2) 選考委員長は支部担当理事とし,会長が委嘱する。
 - (3) 選考委員はその都度理事会で選任し,会長が委嘱する。
 - (4) 選考委員会は推薦された受賞候補者の中から原則として受賞候補者4名以内を選考する。
 - (5) 理事会は選考委員会によって選考された受賞候補者の中から,原則として4名以内の授賞者を決定する。ただし,理事会が受賞該当者がいないと認めたときは,その年度は賞を贈らない。
- 第5条 本賞の贈呈は毎年秋期大会開催の機会に行う。
- 第6条 本規程施行に必要な運営細則は別に定める。
- 第7条 本規程の改廃は理事会の議決による。

附 則

- 1.この規程は昭和53年7月5日から施行する。
- 2. 昭和 56 年 12 月 8 日一部改訂
- 3. 昭和59年5月9日一部改訂
- 4. 昭和 62 年 5 月 12 日一部改訂
- 5. 平成 8年 8月 9日一部改訂
- 6. 平成 9年 7月 10 日一部改訂
- 7. 平成 20 年 4 月 22 日一部改訂